

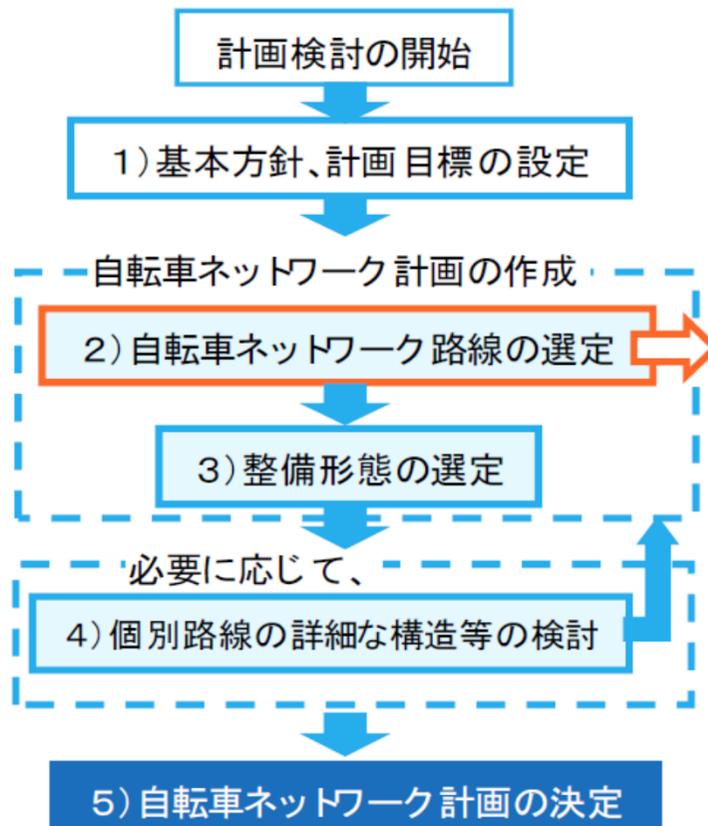
# 自転車施策の取組の状況

(一部)国交省による自転車利用環境創出促進検討会資料より

# ガイドラインにおける自転車ネットワーク計画の策定方法

- 自転車通行空間の整備は、断片的な整備ではなく、ネットワークとして機能させることが重要。しかしながら、全ての道路で自転車通行空間を整備することは現実的ではないため、効果的、効率的に整備することを目的に、面的な自転車ネットワークを構成する路線の選定方法を提示。

## ■ 自転車ネットワーク計画作成手順



### ■ 自転車ネットワーク路線の選定

既存の道路ネットワークや計画中の道路から、以下の①～⑥のような路線を適宜組み合わせて選定

- ① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ② 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ④ 自転車の利用増加が見込める、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑤ 既に自転車通行空間が整備されている路線
- ⑥ その他連続性を確保するために必要な路線

# ガイドラインにおける通行空間の整備形態

- 「自転車は『車両』であり、車道を通行することが大原則である」という考えに基づき、車道通行を基本とした整備形態を提示。
- 整備形態として、自転車道、自転車専用通行帯等に加え、車道で自動車と混在する方法を提示。

## ■整備形態

### 車道通行

#### ○自転車道

緑石線等の工作物により構造的に分離された自転車専用の通行空間



#### ○自転車専用通行帯

交通規制により指定された、自転車が専用で通行する車両通行帯。自転車と自動車を視覚的に分離



#### ○車道（自動車との混在）

自転車と自動車が車道で混在。自転車の通行位置を明示し、自動車に注意喚起するため、必要に応じて路肩のカラー化、帯状の路面表示やピクトグラム等を設置



ピクトグラムの例



帯状の路面表示の例

### 自動車・歩行者と分離

#### ○自転車歩行者道内の自転車通行位置の明示



約3,000km  
(H26.4.1現在)

## 富士北麓地域における自転車活用施策取組の事例

○富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会では、8ルートのサイクリングコースを設定し、サイクリングマップを作成し富士五湖観光連盟HPに掲載している。

○山梨県観光部では、富士の国やまなし観光ネットにおいて、自転車を活用した周遊観光を促進するため、サイクリングコース等と周辺の観光スポットを紹介するサイトを構築し、富士北麓地域では2ルートを紹介している。

○平成24年10月 ガルーダ・インドネシア航空が訪日観光の拡充を図り、富士河口湖町の西湖や本栖湖を周遊するサイクリング体験ツアーを開催した。

○観光バスを使って自転車を運び、景色のよいところでサイクリングを楽しむサイクリングバスツアーを国際興業が開催している。



サイクリングバスツアー-HP

# 他県における自転車活用施策の事例

## ○愛媛県

しまなみ海道を中心に誰もが自転車に親しみ、楽しめることを目指し「愛媛マルゴト自転車道」を展開している。

## ○奈良県

滞在型観光による観光振興や地域活性化、環境にやさしいまちづくり等を目指し、「奈良まほろばサイク∞リング」を展開している。



愛媛県HP



路面標示(しまなみ海道)



多言語案内サイン (しまなみ海道)



奈良県HP



奈良県HP



奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン